

写



2018年(平成30年)7月25日

逗子市長 平井 竜一 様

逗子市都市公園有料公園施設  
指定管理者候補選定委員会  
委員長 依田 充代

### 逗子市都市公園有料の公園施設指定管理者候補の選定について（答申）

平成30年4月19日付け、諮問第3号により諮問のありました標記の件について、当逗子市都市公園有料公園施設指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、指名団体（申請者）から提出された書類の審査及び公開ヒアリング（プレゼンテーション）を実施した結果、下記のとおり答申いたします。

記

#### 1 選定結果

公益財団法人逗子市体育協会を逗子市都市公園有料公園施設指定管理者候補として適当と認める。

## 2 総評

今回の選定は、逗子市都市公園有料の公園施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定に基づき、市が指名型プロポーザル方式を採用し、指名団体として公益財団法人逗子市体育協会（以下「体育協会」という。）を指名したことを踏まえ、指名団体を指定管理者候補として選定することが適當かについて、本委員会が諮問を受けたものである。

体育協会を指名団体とした理由は、第一に、市が目指す、市民との協働による公共サービスの推進という観点から、体育協会が各競技連盟等市民を中心とした様々なスポーツ団体から構成され、地域との密接なつながりを持ち、長年市のスポーツ推進に取り組んでいること。また、体育協会が運営する総合型地域スポーツクラブでは、市総合計画実施計画に目標設定された事業として、地域という観点から推進を図っており、個別計画である逗子市スポーツ推進計画についてもよく理解していること。第二に、体育協会は、平成26年度からの逗子市都市公園有料公園施設（以下「公園施設」という。）の指定管理者としての管理運営を経て、民間の知見を取り入れながら様々なスポーツのプログラムを導入する等、指定管理を適切に実施できる自立した団体としての体制の整備に努めてきていること。以上に加えて、逗子市立体育館（以下「体育館」という。）の指定管理者が公園施設の指定管理も行うことでの、一体的かつ効率的な施設の管理運営を目指すという市の意向により、体育館の指定管理者候補選定における指名団体でもある体育協会が指名されたことによるものである。

公園施設の特性として、屋外の運動施設等ということから、気象条件の変化等に常にさらされ、運営に支障を生じたり、施設の破損が起きやすく劣化も早く進むという環境下にある。第一運動公園と小坪飯島公園の水泳プールについては、より高い安全への配慮と専門性が求められる。池子の森自然公園については、在日米軍との共同使用地に開設された公園内の運動施設ということから、在日米軍や市の関係所管との密な連絡調整の他、管理運営方法についても特別な配慮が必要となる。以上を十分理解した上ででの管理運営が、指定管理者には求められる。

指名団体には、第1期指定管理から引き続いての管理運営が想定されており、上記のような公園施設の特性は既に業務経験として理解しており、第2期指定管理においては実績を踏まえた管理運営の改善等の提案がされるものと期待された。また、逗子市スポーツ推進計画に基づき、昨今のスポーツ推進を取り巻く環境や課題も踏まえた上ででの提案についても期待された。

以上をもって書類審査に臨んだ結果、一部具体的な提案に欠く内容が見受けられたものの、採点を行った結果基準を超えたため、公開ヒアリングを実施することとなった。

公開ヒアリングでは、指定管理第2期目に向けた指名団体の意欲を感じることができた。また、指名団体の現在の課題が明確になったとともに、これから約5年間でどのような指定管理を行うかのイメージをつかむことができた。

最終的な採点結果として、480点満点中398点となり、総得点（全委員の合計点）が7割以上という基準を超えたため、指定管理者候補として適切と認めるとの結論に至ったもので

ある。

指定管理第2期目に当たり期待することは、その先の第3期指定管理を見越した堅固な体制づくりである。次の選定では民間団体等も含めた競争原理の中での公募となることも考えられる。その際に、競争に十分対応でき、地域密着の優位性を発揮した提案ができるように、人材と、サービスの両面から一層の質の向上を図ってもらいたい。

### 3 選定経過及び選定理由

#### (1) 申請状況

平成30年6月22日（金）に、指名団体である公益財団法人逗子市体育協会から、申請書及び申請に必要な書類が提出された。

#### (2) 一次審査：書類審査

平成30年7月12日（木）に、逗子市都市公園有料公園施設指定管理者候補選定委員会第2回委員会を開催し、申請者の提案書について、あらかじめ設定した評価項目及び配点に従って採点を行った結果、合格となったため、公開ヒアリングを実施することとした。

採点結果	412点（480点満点）
------	--------------

#### (3) 二次審査：公開ヒアリング（プレゼンテーション）

平成30年7月25日（水）に、提案説明（10分）の後、委員からの質疑応答（20分）を実施し、その後、逗子市都市公園有料公園施設指定管理者候補選定委員会第3回委員会を開催し、総合的評価を行った。結果は次のとおりである。

採点結果

項 目	点数	
	配点	採点
I 管理運営上の基本方針	20	16
II 施設運営		
1 施設運営を行う上での方針	80	66
2 利用者サービスの向上に向けた取組み		
3 効率的、効果的な運営に向けた取組み		
4 コンプライアンス、個人情報保護についての方針と取組み		
III 広報活動	20	16
IV 自主スポーツ事業		
1 自主スポーツ事業の実施方針や取組み	80	62
2 自主スポーツ事業計画案（5ヵ年計画）		
3 自主スポーツ事業計画案		
V 施設管理		
1 施設管理を行う上での方針	60	52
2 安全管理と危機管理に対する方針と取組み		
3 施設管理の改善に向けた方針と取組み		
VI 目標設定と自己評価		
1 目標設定	40	31
2 自己評価の方針と取組み		
VII 組織及び人員配置		
1 管理運営組織	60	52
2 必要人材の配置と職能		
3 職員、スタッフの教育		
VIII 収支予算書及び実績		
1 収支に関する基本的な考え方	80	71
2 指定管理期間中の収支予算書（5年分）		
IX 自由提案	40	32
合 計	480	398

#### (4) 講評

全般的に、募集要項の内容に沿い、現指定管理者として蓄積した知識や経験、現状把握を基にした提案がされていた。地域に長く根付いた団体として、強みである地域各団体・組織とのつながりを重視し、市民の意見を広く聴いていこうとする姿勢が見られたことに加え、「市と指定管理者は車の両輪」と繰り返し述べていたことからも、市の計画や方針をよく理解した上での管理運営の実践を期待させるものであった。

しかしながら、提出された提案書について、選定に臨む指名団体として抑えるべき基本が十分でなかったことは明確に指摘しておく。具体的には、体育館の提案書と同様の目標設定、提案内容、資料の提示等が多くの部分に見受けられた点である。そもそも、公園施設と体育館は設置目的や求められる役割が異なる施設であり、同じ指名団体が作成する提案書であっても、その内容まで同様になることはあり得ない。これは、第1期指定管理において2施設を同時に管理運営していたことから、2施設を一括して考えているものと想定できるが、提案に臨む姿勢としては適切ではない。第2期指定管理においては、公園施設の特性、求められる役割を実現するための目標と最適な管理運営方法を明確にした上で、2施設の管理運営上の効率性を追求すべきである。

一方、公開ヒアリングにおいて、第2期指定管理に向けた積極的かつ意欲的な姿勢が見られたことは評価できる。後述する提案書の具体性に欠ける点（検討事項の多さ等）を補うとともに、中間評価での指摘事項への対応や、現指定管理者としての課題をきちんと認識していることが明らかになった。

最終的には、480点満点中398点という結果になったが、今回の選定が指名型プロポーザル方式であり、市場の競争原理に基づかず、他者との相対的な比較が無い中の結果であることを認識する必要がある。次の選定では、市の方針変更等により、競争原理に基づく公募による選定になることも十分考えられ、その場合、団体としての自立性や、自主運営する力が確立されているかが重要なポイントになる。これまで以上の経営的視点、採算性の重視から、団体の持続性、特に次の管理職候補となる職員の育成と確保、事業とサービスの品質向上とそれを担う職員の適切な教育等、多くの課題を第2期指定管理の間に解決することが求められる。

平成29年度からの市の緊急財政対策は、第2期指定管理が開始する平成31年度も続き、その後も財政状況は厳しいことが予想される。指定管理料は低く抑えられ、休場日の変更に伴う利用時間数の減等、収支バランスを維持することが困難になる中、上記の課題解決は、外部環境の変化に強い団体になっていくためにも重要なことである。地域をよく知り、関係性を深く保ち、雇用も地域が中心であること等、地域との密着性が高いことの強みを活かした事業展開、堅実な体制づくりと更なる成長に努め、第2期指定管理業務を全うしてもらいたい。

審査の過程で議論となった点のうち、委員会として、第2期指定管理に臨むに当たり留意していただきたい点として、次の4点を掲げるものである。

## ① 提案内容の具体化と実施

提案では、全般的に「検討」という表現が多く、「実施」までを具体的にイメージできる内容に乏しかった。実際の指定管理に当たっては、「検討」とした内容について、エビデンス（根拠、証拠）を明らかにした上で、具体的な数値、手順等を計画に落とし込み、確実に実施してほしい。

広報活動については、広報の充実と進化については記していたが、具体的な内容（目的、対象、使用する媒体や方法、数値目標、期待される効果等）まできちんと計画した上で実施してほしい。また大前提として、広報活動全体の戦略及び計画を明らかにし、それに沿って活動するようにしてほしい。

自主スポーツ事業については、体育協会の将来的な自立・自主運営という市の意向を踏まえて、事業内で採算が取れる事業を積極的に立案し、事業内容（目的、参加者数等の達成目標、事業回数、参加費や謝金等の明細も含めた収支予算等）を具体的に計画した上で実施してほしい。また、参加費徴収が難しい等、事業内の採算を取りにくい事業を行う場合は、自主スポーツ事業全体で調整し、全体計画の段階から明確にしてほしい。

自己評価におけるアンケート調査については、対象を公園施設の利用者に限定し、いつ実施して、何名を対象としたか、経年で実施しているならばその変化についても明らかにすべきである。非利用者アンケートについても積極的に検討されたい。また、実施結果に対する分析を行うとともに、管理運営の改善に向けて具体的に活用すべきである。アンケート調査は、立案から分析結果の活用までが、一連の取組みと捉えてほしい。

県全体と比べて、逗子市民のスポーツ実施率が高いという調査結果もあり、今後は、どれだけスポーツができるかという量より、どのようにスポーツができるかという質に、市民ニーズがシフトすることが考えられる。アンケート調査等を通して一層の市民ニーズの把握に努め、自主スポーツ事業の展開に活かしてもらいたい。

施設管理における避難訓練やAEDの訓練についても、実施回数まで具体的に示してほしい。

## ② 指定管理範囲の中での努力と工夫

市が指定管理者に求めるのは、市が定めた指定管理範囲の中で、民間団体としての柔軟さと創意工夫をもって、施設の管理運営をより良いものにしていくことであり、範囲を超えた部分での提案や、本来の施設の目的を第一としない提案は求めていない。

自由提案における施設・設備の修繕に係る基金の設置については、募集要項で指定管理料の精算を定めているので、余剰金の積立てという考え方は成立しない。施設管理上重要又は緊急等の理由により、指定管理範囲を超える修繕、工事を要し、かつ市の財政状況から近々の予算計上が困難と判断される場合は、指定管理者としての修繕、工事の上限額を超えない範囲で数回、数年に分けて行う等、工夫して取り組んでほしい。

自由提案における行政財産目的外使用拡大及び第一運動公園野球場を多目的運動場へ転換することについては、そもそも行政財産目的外使用の許可決定は市が行うものであり、施設の有効活用の推進という意味においては理解できるものの、運動施設は市民のスポーツ推

進を目的に設置されたものであるから、たとえ目的外使用であっても公益に資することが大前提で、単純に指定管理者の収入増につながる等の理由を主として活用を図ることは適切ではない。野球場については、多目的化以外に方法はないか、現利用者の意見も聴取した上で検討してほしい。

自由提案における駐車場の24時間営業については、保安や防犯等の観点から適切ではないと考える。当該駐車場は公園利用者のために設置されたものであり、周辺住民等の利用は想定していないことを確認してほしい。

また、市に対しては、指定管理料の精算の目的や、行政財産目的外使用の意義等について、現指定管理者である指名団体に対しての説明や指導が十分であったか、今回のような提案がされたことを踏まえて、今一度検証することを求めたい。

### ③ 組織体制と責任の所在の明確化

前述のとおり、公園施設と体育館は異なる施設であり、提案に同じ組織図、人員配置が記載されるのは適切ではない。それぞれの施設で最適な組織及び人員配置があって、その上で、同一の者が管理運営することを鑑みて兼任等の効率性を追求するのが本来である。提案においては、両施設の組織体制と人員配置が一緒にされており、公園施設についてどのような組織で人員を配置しているのか、責任の所在や順番はどのようにになっているのかを明確に読み取ることが困難であった。このことについては、管理運営を具体的に協議していく中で、公園施設単体での組織体制及び人員配置並びに責任者の順位を明確にしたものをしてほしい。

正規職員が4名という現状は、事業の企画運営を行う上でも相当に厳しいものと想像する。適切かつ持続性のある管理運営を担保するためにも、次世代育成も見据えた職員研修の充実、新規雇用の際の適切かつ確実な人材確保等により、職員全体の力量の増大に努め、組織体制の強化を図ってもらいたい。

### ④ 自主スポーツ事業の展開と東京2020オリンピック・パラリンピックへの対応

自主スポーツ事業における2事業の提案では「親子サッカー」「ジュニアテニス」を提案し、将来のアスリートの可能性を秘めたジュニアの育成に着目した点は評価できる。

しかし、公園施設に求められる役割には、第1期指定管理中間評価でも指摘されたように、社会的課題（今日的問題）への対応として様々な立場の人々がスポーツに取り組むことを含めており、特に逗子市スポーツ推進計画にも位置づけられている高齢者や障がい者のスポーツ機会を設けることが重要である。公園施設での自主スポーツ事業において、検討、実践してほしい。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックに関連し、市民のスポーツへの関心を高める好機であるので、その要素を積極的に自主スポーツ事業に取り入れる等、市全体での気運醸成に貢献してもらいたい。

#### 4 募集及び選定委員会の開催状況等

月 日	内 容
4月 19日(木)	選定委員会（第1回） <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の委嘱</li> <li>・正副委員長の選出</li> <li>・採点基準・審査方法等について検討</li> </ul>
5月 8日(火)	募集の告示
5月 8日(火)	募集要項等の配付
5月 30日(水)	募集要項等に関する質問の受付
6月 11日(月)	募集要項等に関する質問の回答
6月 22日(金)	指定管理者指定申請書及び提案書等の受付
7月 12日(木)	選定委員会（第2回） <ul style="list-style-type: none"> <li>・選定委員会（第1回）議事録の承認</li> <li>・書類審査により公開ヒアリング実施を決定</li> <li>・公開ヒアリングの手順等について検討</li> </ul>
7月 25日(水)	公開ヒアリング（プレゼンテーション） 選定委員会（第3回） <ul style="list-style-type: none"> <li>・選定委員会（第2回）議事録の承認</li> <li>・公開ヒアリング等を踏まえた総合審査</li> <li>・指定管理者候補の選定</li> <li>・総評、講評及び答申案の検討</li> </ul>

#### 5 選定委員

役職	氏名	職業等	区分
委員長	依田 充代	日本体育大学スポーツマネジメント学部スポーツライフマネジメント学科長	スポーツについて識見を有する者
副委員長	若菜 敏孝	スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会副座長	スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会から推薦された者
	長坂 祐司	税理士（長坂祐司税理士事務所）	財務又は法務について識見を有する者
	金子 博暢	神奈川県立体育センター事業部生涯スポーツ課長	体育館運営について識見を有する者

## 6 評価項目と配点

項目	配点
I 管理運営上の基本方針	20
II 施設運営	
1 施設運営を行う上での方針	80
2 利用者サービスの向上に向けた取組み	
3 効率的、効果的な運営に向けた取組み	
4 コンプライアンス、個人情報保護についての方針と取組み	
III 広報活動	20
IV 自主スポーツ事業	
1 自主スポーツ事業の実施方針や取組み	80
2 自主スポーツ事業計画案（5カ年計画）	
3 自主スポーツ事業計画案	
V 施設管理	
1 施設管理を行う上での方針	60
2 安全管理と危機管理に対する方針と取組み	
3 施設管理の改善に向けた方針と取組み	
VI 目標設定と自己評価	
1 目標設定	40
2 自己評価の方針と取組み	
VII 組織及び人員配置	
1 管理運営組織	60
2 必要人材の配置と職能	
3 職員、スタッフの教育	
VIII 収支予算書及び実績	
1 収支に関する基本的な考え方	80
2 指定管理期間中の収支予算書（5年分）	
IX 自由提案	40
合 計	480

### 【留意点】

- ア 総得点(全委員の合計点)が7割に満たない場合は、落選とする。
- イ IX以外の項目において得点が4割に満たない場合は、落選とする。

